

東京都内地域スポーツクラブ代表者様

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団  
理事長 並木 一夫  
(印章省略)

**令和2年度東京都地域スポーツクラブ「都民参加事業」・「シニアスポーツ振興事業」  
に係る募集期間の決定及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた事業  
の対象化について（通知）**

平素より当事業団の東京都広域スポーツセンター事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月1日付31ス文事事第1685号にて通知しました標記事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み募集期間を調整しておりましたが、このたびの緊急事態宣言解除を受け、「都民参加事業」・「シニアスポーツ振興事業」について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

また、事業の計画・実施に当たっては、(公財)日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び東京都が示すガイドライン等に沿って、適切な感染予防対策を講じたうえで、注意をしながら実施するようお願いいたします。

記

**1 募集期間**

募集期間は令和2年4月1日から令和2年6月30日(火)までとする

これに伴い、「事務の手引き」等記載した概算交付額通知等のスケジュールも変更となります。詳細は「別添1 事務の手引きの変更点」をご確認ください。

**2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた事業の対象化**

これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、国からの要請等も踏まえ、様々なスポーツの競技大会やイベント等が中止・延期されてきました。地域スポーツクラブにおいても活動再開の見通しが立たない状況が続き、例年通りの補助金事業の計画は困難であるとの意見がありました。

こうした事態を踏まえ、今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた以下の事業運営についても対象といたします。

なお、既に申請済のクラブも、自宅で取り組むスポーツ事業への変更や追加が可能です。

- ① 通常の対面型事業を実施する場合、マスクや消毒液など感染拡大防止のための衛生用品については、医薬品等と同等の扱いになりますので、補助金対象となります。

裏面に続く

- ② Web 会議システム等を活用した「オンライン教室」や、「DVD 制作・配布」、「紙テキスト制作・配布」等、自宅で取り組むスポーツ事業も対象とします。なお、実施にあたっては、現在の実施要項、対象経費基準表、事務の手引きの範囲内で行うこととします。本件の詳細は、「別添 2 自宅で取り組むスポーツ事業の補足資料」をご確認ください。

### 3 実施要項・様式等のホームページへの掲載について

実施要項、各種様式、事務の手引き等のデータは、東京都広域スポーツセンターホームページ（サポートネット）に掲載していますので、ぜひ御活用ください。

※様式は毎年変更しています。昨年度の様式は使用せず、必ず令和 2 年度の様式を御使用ください。

### 4 事業計画・実施時に参考にしていただくガイドライン

- (1) (公財) 日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- (2) 東京都「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007957.html>
- (3) 東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>

本件につきまして、御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

担当

東京都広域スポーツセンター

(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)

〒160-0007 新宿区荒木町 13-4 住友不動産四谷ビル 1 F

Tel: 03-6380-4106 (広域直通) Fax: 03-6380-4877

Mail: [info@kouiki-sports-tokyo.jp](mailto:info@kouiki-sports-tokyo.jp)

Web: <https://kouiki-sports-tokyo.jp/>